

入 札 説 明 書

へいわ創造機構ひろしま（広島市中区基町 10-52）
TEL:082-513-2466 FAX:082-228-1614

業務名	集中合宿と公開イベント開催に係る支援・運営等業務			履行期間	契約締結日～ 令和 7 年 10 月 31 日	履行場所	別途指示する。
入札参加資格 確認申請書 提出期限	令和 7 年 5 月 16 日（金） 午後 5 時	仕様書等に 対する質問書 提出期限	令和 7 年 5 月 20 日（火） 午後 5 時	入札日時	令和 7 年 5 月 28 日（水） 午前 11 時 15 分	入札場所	広島県庁本館地下 1 階 入札室
注 意 事 項						契 約 事 項	
1 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について (1) 入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、誓約書及び電子データの保存等に関する申出書を申請書に添付しなければならない。 (2) 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。 (3) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。 (4) 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。） 2 仕様書について 仕様書に対する質問がある場合は、上記仕様書に対する質問書提出期限までに、書面又は電子メールにより提出すること 3 入札について (1) 次に該当する場合は、その入札は無効とする。 ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。 イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。 ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。 エ 入札者が二以上の入札をしたとき。 オ 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上を代理して入札したとき。 カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。 キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。 ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。 ケ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。 (2) 落札者がいないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。 (3) 再度の入札は 5 回を超えないものとする。 (4) 入札執行について ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出しなければならない。ただし、有効期間の記載のある委任状をあらかじめ提出し、当該有効期間が入札の時期を含む場合は除く。 イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出すること。 ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入を禁じる。 エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁じる。 オ 入札室には、入札に必要な者以外は入室してはならない。 4 契約書について (1) 落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から 5 日以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。 (2) 契約書は 2 通作成し、各自その 1 通を保有するものとする。 5 その他 落札者は、契約担当職員が必要と認める場合、一般競争入札事務処理要領に規定する別記様式第 4 号の 2（経費内訳書）の作成及び別記様式第 4 号の 3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査（再委託を行う場合は再委託先を含む。）に協力しなければならない。						1 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。 2 入札保証金 ☐有 ☒無 3 契約保証金 ☐有 ☒無 4 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約 ☐適用 ☒適用なし	
						添 付 書 類	
						☒ 公告の写し ☒ 入札参加資格確認申請書の様式 ☒ 誓約書の様式 ☒ 電子データの保存等に関する申出書 ☒ 入札書の様式 ☒ 入札金額内訳書 ☒ 委任状の様式 ☒ 契約書（案） ☒ 仕様書 ☒ 仕様書等に対する質問書の様式 ☒ 入札辞退届の様式	